

松野東バイパスの事業認定に係る社会資本整備審議会公共用地分科会の議事要旨

1. 開催日時 平成19年11月7日（水）
2. 開催場所 国土交通省内会議室
3. 議 題 一般国道381号改築工事（松野東バイパス）の事業認定関係

4. 議事要旨

国土交通省四国地方整備局長から付議され、社会資本整備審議会運営規則第8条第1項の規定に基づき公共用地分科会に付託された一般国道381号改築工事（松野東バイパス・愛媛県北宇和郡松野町大字吉野地内）及びこれに伴う農業用水路付替工事について、公共用地分科会における審議の結果、「土地収用法第20条の規定により事業の認定をすべきであるとする四国地方整備局長の判断を相当と認める。」との意見が議決された。

同意見は、社会資本整備審議会令第6条第6項及び社会資本整備審議会運営規則第8条第2項の規定に基づき、社会資本整備審議会の議決とされた。公共用地分科会における各委員の主な意見は次のとおりであった。

- ・ 意見書に歩道橋を設置してほしいという要望があるが、地方の交通量の少ない道路にある歩道橋は景観としてもそぐわないという感じがあり、本件の場合、児童等の通学時の安全性については、地域の人々が旗を持って誘導するなど社会的な関係の中で解決すべき問題ではないかと思う。